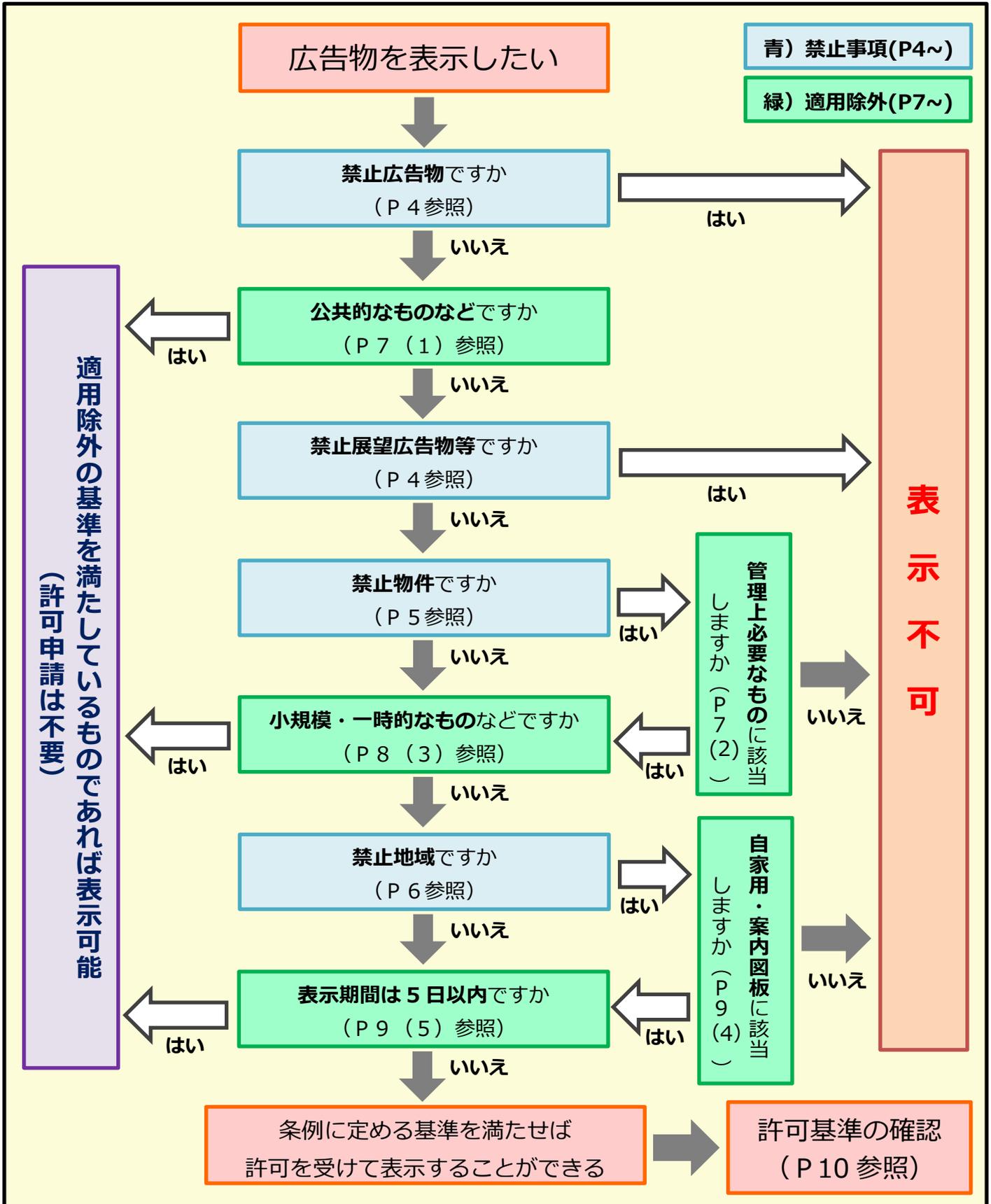


## Ⅱ 屋外広告物のルール

### 1. 屋外広告物を表示するまでのながれ

市内で屋外広告物を表示しようとする場合、下図を参考にして表示できるか確認してください。



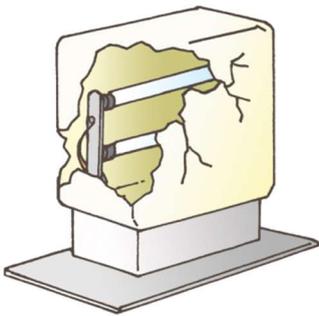
## 2. 表示できない屋外広告物（禁止広告物・禁止展望広告物等）

### 【禁止広告物】

次の広告物は市内のどの地域にも一切表示することはできません。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したものの
- 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- 信号機・道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるものの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるものの

### 【禁止広告物の例】



著しく破損し、又は老朽したもの



倒壊又は落下のおそれがあるもの



道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

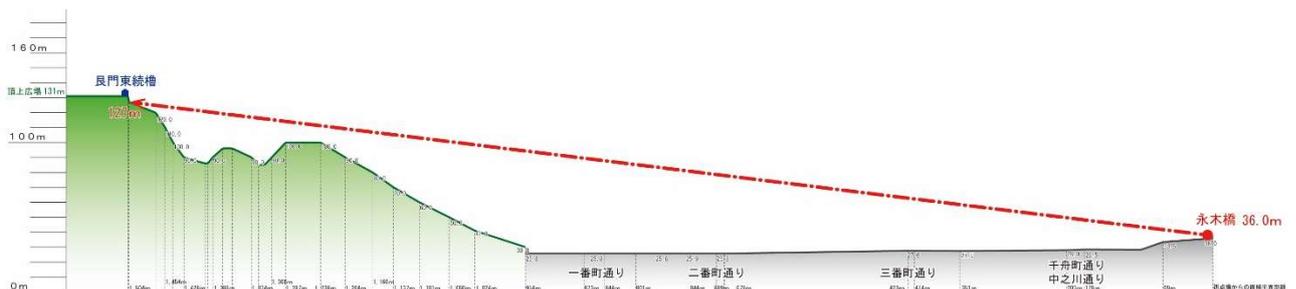
### 【禁止展望広告物等】

次の地域又は場所では、原則として広告物を表示することはできません。

- 松山市景観計画に定める眺望保全区域における建築物等の高さの制限を超える位置

《眺望保全ライン》

眺望保全ラインとは、永木橋の視点場の地上 1.5m（人の目の高さ）から主要な松山城の城郭を含む松山城築城の最低地盤面の高さ（127m）までを結ぶ線です。



◎ 詳しい内容は市のHPから『松山市景観計画』を確認してください。

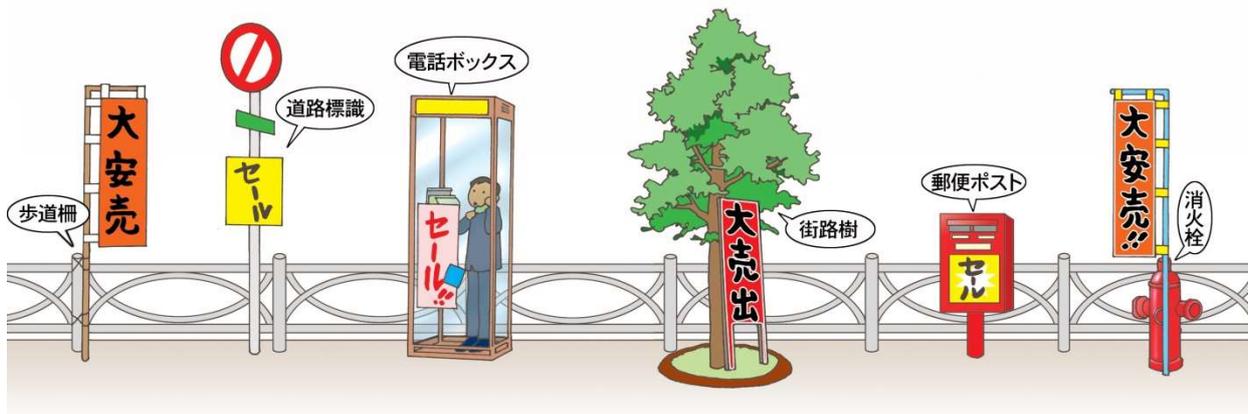
### 3. 屋外広告物を表示できない場所（禁止物件・禁止地域）

#### 【禁止物件】

次の物件には地域に関係なく、原則として広告物を表示することはできません。  
また、道路の路面には公共的なもの（P7（1））以外は表示できません。

<input type="checkbox"/> 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
<input type="checkbox"/> 銅像、神仏像、記念碑
<input type="checkbox"/> 街路樹、路傍樹
<input type="checkbox"/> 信号機、道路標識、カーブミラー、歩道柵、駒止め、里程標
<input type="checkbox"/> 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
<input type="checkbox"/> 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、路上変電塔
<input type="checkbox"/> 送電塔、送受信塔、照明塔
<input type="checkbox"/> 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク
<input type="checkbox"/> 石垣、擁壁
<input type="checkbox"/> その他市長が指定する物件

#### 【禁止物件の例】



次の物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板等を表示できません。

<input type="checkbox"/> 電柱、街灯柱
<input type="checkbox"/> アーチの支柱、アーケードの支柱
<input type="checkbox"/> 消火栓標識